

新潟市精神障がい者の地域生活を考える会運営要領

(設置)

第1条 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(以下「包括ケアシステム」という。)の構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者が、互いに連携しながら、支援方策、役割等を検討し、また、顔が見える関係性を構築しながら、地域づくりに向けた課題などを協議する場として、新潟市精神障がい者の地域生活を考える会(以下「考える会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 考える会は、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容について協議を行うものとし、厚生労働省の定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領に記載されている協議内容の例を参考にする。

(構成)

第3条 考える会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員で構成する。

- (1) 精神科病院の職員
- (2) 相談支援事業所等の職員
- (3) 行政機関の職員
- (4) 当事者
- (5) 家族
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 考える会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議の場を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第6条 考える会の各会議は会長が招集し、全体会において会長は、その議長となる。

- 2 全体会は、包括ケアシステムの構築を進めるための中核的な役割を果たす協議の場とし、年2回程度開催する。

3 会長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 考える会は、地域課題の解決に向けた具体的な取り組みを検討、実施等するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属する委員は、会長が指名し、会長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(個人情報保護)

第8条 考える会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 考える会の庶務は、新潟市保健衛生部こころの健康センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

新潟市精神障がい者の地域生活を考える会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

No	所 属	役職等	氏名	種別
1	医療法人社団ささえ愛よろず ささえ愛よろずクリニック	精神保健福祉士	板垣 龍介	医療
2	医療法人社団ささえ愛よろず ささえ愛よろずクリニック	院長 精神科医	今村 達也	医療
3	合同会社 おおや精神保健福祉士オフィス	代表 精神保健福祉士	大屋 未輝	福祉 *
4	医療法人恵生会 南浜病院	院長 精神科医	金子 尚史	医療
5	新潟市障がい者就業支援センター こあサポート	センター長	栗原 知恵美	就労
6	新潟市障がい者基幹相談支援センター 中央	相談員	志賀 あずさ	福祉 *
7	医療法人社団敬成会 白根緑ヶ丘病院	精神保健福祉士	寺尾 真二	医療 *
8	新潟市精神障害者家族会連絡協議会／豊栄ひしも 会	会長	坪谷 一舟	家族
9	NPO法人新潟市精神障害者自助グループ ココカラ	代表	内藤 織恵	当事者
10	新潟大学 大学院保健学研究科／医学部保健学科	准教授	成田 太一	教育
11	社会福祉法人新潟しなの福祉会 地域生活支援センターふらっと	施設長 相談支援専門員	二宮 寛	福祉 *
12	NPO法人にいがた温もりの会	ピアサポーター	平山 裕之	当事者
13	NPO法人秋葉区精神障害者家族会 あきはあすなる会	会長	星 真人	家族
14	新潟市障がい者基幹相談支援センター 西	相談員	丸山 幸代	福祉 *
15	医療法人恵生会 訪問看護ステーション セレナ	所長 看護師	和気 一弘	医療 *
16	保健衛生部こころの健康センター グループ制	係長 保健師	渡邊 洋美	行政

*…既存の「新潟市精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」の運営委員